

適正な死体取扱業務の推進上の留意事項について（通達）

令 6.3.8 丁 捜一発第36号、警察庁刑事局捜査第一課長から警視庁  
刑事部長、各道府県警察本部長あて  
（参考送付先）警察大学校刑事教養部長、各管区警察局広域調整担当部長

（概要）

警察における死体取扱業務について、その留意事項を示し、対応に遺漏のないようにするよう指示したものを。